

旧優生保護法の過ちから障害者の人権を考える

～本人の同意なく1万件以上も実施されてしまった優生手術

平成が終わり新しい時代を迎えた今、障害者の人権について考えよう～

目的 日本国憲法で基本的人権の擁護をうたいながら、昭和23年に「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」として、旧優生保護法ができました。国際社会から人権侵害の批判を受け平成8年に廃止されるまで50年も生き続けた旧優生保護法について、昨年に引き続き、障害者の人権に詳しい関哉（せきや）弁護士のお話を伺い人権について一緒に考えてみませんか。

募集対象 障害者の人権について関心のある方（定員60名 先着順）

主催 公益社団法人埼玉県社会福祉士会 障害者自立支援委員会

日時 2019年8月24日（土）14:00～16:00（13:30受付開始）

場所 カルタスホール 第二会議室
JR京浜東北線 北浦和駅東口徒歩2分
さいたま市浦和区北浦和1-7-1 北浦和ターミナルビル3F

受講料 2,000円（埼玉県社会福祉士会会員は1,000円）

※受講当日受付時に徴収いたします。

プログラム

14:00 開会挨拶、研修のガイダンス

14:05 講演

五百蔵（いおろい）洋一法律事務所

関哉（せきや）直人弁護士

15:35 質疑・アンケート記入

15:55 研修まとめ

16:00 終了

関哉弁護士プロフィール

弁護士・不動産鑑定士

日弁連障害のある人に対する差別を禁止する法律に関する特別部会部会長

全国手をつなぐ育成会連合会権利擁護委員

東京都知的障害者育成会権利擁護委員・法律相談担当

東京都障害者差別解消支援地域協議会委員

申込 ① 申込書に必要事項をご記入の上、本会事務局宛てにFAXまたは郵送でお申込みください。なお、送付状（鑑）は不要です。

② 申込〆切日 8月16日（金）必着・先着順

※申込者が定員を超えた場合のみご連絡いたします。

※本研修は、日本社会福祉士会生涯研修制度の単位になります（0.1単位）